

ま え が き

「海外情勢報告」は、諸外国の労働情勢及び社会保障情勢全般に関する情報を整理・分析し、広く提供することを目的として、厚生労働省が取りまとめ、公表しているものです。

2008年9月の世界金融危機発生後の深刻な経済情勢の悪化に対し、多くの国が過去に例を見ない金融緩和と大規模な財政出動により対処してきました。その結果、世界の景気は、2010年末頃までは、回復が続いていました。しかしながら、財政政策の効果の剥落等により、2011年に入り欧米経済はその回復のテンポが弱まりました。そうした中で、累積債務問題を抱える南欧諸国（イタリア、スペイン、ギリシャ、ポルトガル）では失業率が高まり、特に若年失業者の増加が問題となりました。また、政府が発表した年金減額などの財政再建策に抗議するストライキやデモが発生するなど、経済・財政面にとどまらず労働・社会面でもこれらの国の制度等が注目されるようになりました。しかし、これらの国について、国内で入手できる厚生労働分野の情報は限られています。そこで、今回の海外情勢報告では南欧諸国を取り上げ、雇用・失業情勢を分析するとともに、イタリア、スペインについては労働施策全般を、ギリシャ、ポルトガルについては労働・社会保険制度を中心に調査しました。

報告の後半では、2011年を中心に欧米、アジア諸国及び豪州の雇用・失業情勢及び労働・社会保障施策を紹介しています。諸外国の雇用・失業情勢を概観すると、2010～2011年の失業率は、ドイツでは低下し、アメリカ、イギリス及びフランスでは横ばいとなっていましたが、年末に向け、アメリカでは低下傾向が、イギリス及びフランスでは上昇傾向が見られました。アジア諸国では、中国その他の多くの国々で失業率は低下傾向でした。経済社会情勢を反映し、労働・社会保障施策にも様々な動きが見られました。主な動きとしては、イギリスでは、政権交代に伴い、年金支給開始年齢の引き上げ時期の前倒しを含む2011年年金法が成立するとともに、定年制が撤廃されました。フランスでは、若年の見習い労働者受入れの奨励金が創設されるとともに、受入れが一定水準以下の場合の課税が強化されました。中国では、社会保険制度の包括的枠組みである「社会保険法」が施行されました。インドネシアでは、全国民を対象とした新たな社会保障制度を整備した2004年の立法措置を具体的実施するための「社会保障実施機関法」が国会で可決され、新たな社会保障制度施行への前進となりました。

今回の報告が、海外の労働・社会保障情勢についての読者の皆様の理解を深める上で参考になれば幸いです。

2012年3月

厚生労働省大臣官房総括審議官 妹尾吉洋